

# 大田原市パートナーシップ宣誓制度 ガイドブック



大田原市

## 目次

1. 大田原市パートナーシップ宣誓制度とは	……1
2. パートナーシップ宣誓制度を利用できる方	……2
3. パートナーシップ宣誓の流れと必要書類	……3
4. 交付書類	……5
5. 証明書等の再交付・変更・返還	……6
6. よくある質問	……7

大田原市 総合政策部 政策推進課 市民協働係

栃木県大田原市本町1-4-1

TEL：0287-23-8715

FAX：0287-23-8748

Eメール：seisakusuishin@city.ohawara.tochigi.jp

## 1. 大田原市パートナーシップ宣誓制度とは

大田原市パートナーシップ宣誓制度とは、一方又は双方が性的マイノリティである二人が、互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約したことを市に対して宣誓し、宣誓書を提出することで、市が宣誓したことを公的に証明する制度です。

この制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効果（相続や税金の控除等）が生じるものではありませんが、宣誓されたお二人が互いを人生のパートナーとして認め合い、いきいきと生活されることを大田原市として応援するものです。

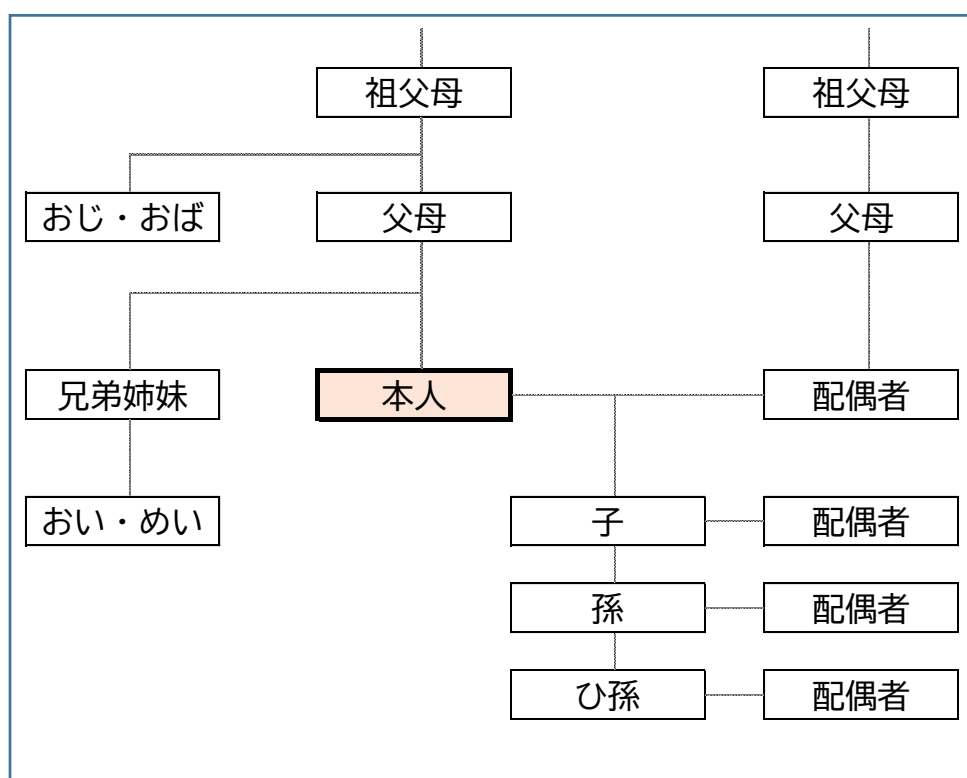
この制度の導入により、多様な性について理解を深め、互いに人権を尊重し、誰もが自分らしく生きることが出来る社会の実現を目指します。

## 2. パートナーシップ宣誓制度を利用できる方

この制度を利用できる方は、次のすべてを満たしている方です。

- (1) 双方共に成年に達していること。
- (2) 双方が本市の同一住所を有している、又は宣誓を行う日から 14 日以内に本市同一住所への転入を予定していること。
- (3) 配偶者がいないこと。
- (4) 宣誓者以外の方とパートナーシップの関係にないこと。
- (5) 宣誓者同士が、近親者でないこと（直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族の関係にある方同士でないこと。）。

《パートナーシップ宣誓ができない近親者》



### 3. パートナーシップ宣誓の流れと必要書類

#### (1) 宣誓する日時を事前に予約

- 宣誓する希望日の原則 10 日前までに電話またはメールでご連絡ください。予約の調整、必要書類などの確認を行います。

##### 【予約連絡先】

大田原市 総合政策部 政策推進課 市民協働係

栃木県大田原市本町1-4-1

TEL：0287-23-8715

Eメール：seisakusuishin@city.ohawara.tochigi.jp

#### (2) 必要書類を用意する

- 次の書類をすべてご用意ください。

##### ① 世帯全員の住民票の写し

- 宣誓日以前 3 か月以内に発行されたものに限ります。
- 個人番号（マイナンバー）の表示は不要です。
- 転入予定の場合は、転入前の自治体で発行された転出証明書（写し）を提出してください。

##### ② 戸籍謄本


- 宣誓日以前 3 か月以内に発行されたものに限ります。
- 外国籍の方は、婚姻件具備証明書（独身証明書）等の配偶者がいないことを確認できる書類（1 か月以内に発行されたもので、日本語訳を添付）を提出してください。

##### ③ 本人確認ができるもの

氏名、住所及び生年月日が確認できるものに限ります。

1 枚の提示で足りるもの	2 枚以上の提示が必要
<ul style="list-style-type: none"><li>• 個人番号カード（マイナンバーカード）</li><li>• 運転免許証</li><li>• 旅券（パスポート）</li><li>• 在留カード など</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険の被保険者証、後期高齢者医療保険の被保険者証、共済組合員証</li><li>• 国民年金手帳 など</li></ul>

※有効期間があるものについては、有効期間内のものに限ります。



#### 《通称名を使用する場合》


性別違和など市長が特に理由があると認めるときは、受領カードに通称名を使用することができます。通称名を使用した場合、受領カードの裏面に氏名を記載します。

#### ※通称名の確認方法

社会生活上日常的に使用していることが客観的に分かるものをご持参ください。

- 1点で確認できるもの  
通称名の記載のある住民票、学生証や法人が発行した身分証明書など
- 2点お持ちいただくもの  
郵便物、公共料金の請求書、病院の診察券など

### (3) パートナーシップ宣誓

- 
- 予約した日時に必要書類をお持ちになり、必ず宣誓するお二人でお越しください。  
宣誓場所：大田原市役所 総合政策部 政策推進課（本庁舎6階）
  - 「パートナーシップ宣誓書」は、宣誓場所で自署し、ご提出いただきます。
  - プライバシーに配慮したスペースをご用意します。

### (4) 宣誓証明書等の受け取り

- 「パートナーシップ宣誓証明書」と「パートナーシップ宣誓書受領カード」を交付します。
- 宣誓時に転入予定の方は、宣誓日から14日以内に転入後の大田原市の住民票の写しをご提出いただいてから交付します。
- 転入予定で宣誓された場合、14日以内に転入が確認できないときは、証明書等は宣誓日にさかのぼり無効とします。
- 証明書1通、受領カード1通の交付となります。  
※基本的に宣誓日当日に交付しますが、要件確認や証明書等作成のため、宣誓から交付まではお時間がかかります。

## 4. 交付書類

パートナーシップ宣誓を行うことで、次の書類を1部交付します。

### (1) 大田原市パートナーシップ宣誓証明書

<p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">大田原市パートナーシップ宣誓証明書</p> <p>氏名 _____ 氏名 _____  <small>年 月 日生 年 月 日生</small></p> <p>宣誓日 _____  <small>年 月 日</small></p> <p>ここに二人が、大田原市パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をしたことを証します。          大田原市は、若狭一人ひとりの人権が尊重され、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる社会の実現を目指してまいります。          お二人が互いを人生のパートナーとして認め合い、いきいきと生活されることを応援いたします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日          大田原市長 印</p> <p><small>※この証明書の提示を受けた方は、費用を二重請求いたしません。</small></p>	<p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>【この証明書の提示を受けた方へ】          大田原市パートナーシップ宣誓証明書は、お二人が人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを宣誓されたことを証するものです。          この証明書によって、種別のような法律上の地位（夫婦としての権利や義務、残命の相続など）が生じるものではありませんが、この制度により、市長や警察官の職務に、性的多様性や性的少数者の方々に関する理解と共感が広がり、パートナーシップを宣誓されたお二人が生活の中で抱えている悩みごとや生きづらさが解消され、社会参加の促進につながるよう取り組むものです。          この証明書の提示を受けた方は、上記の趣旨を十分に理解くださいますようお願いいたします。なお、記載されたお二人の人権のため、個人情報（性的指向、性自認、本制度を利用していること等）については、本人の同意なく口外しないでください。</p> <p>【注意事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この証明書は、大田原市パートナーシップ宣誓制度実施要綱の趣旨に基づき使用してください。</li> <li>この証明書は、宣誓日時点の関係を証するものです。</li> <li>氏名、住所その他の重要事項に変更があったときには、変更届（様式第6号）を提出してください。</li> <li>次に該当するに当たっては、返還届（様式第7号）を提出し、証明書を返還してください。             <ul style="list-style-type: none"> <li>㉑ パートナーが死亡したとき。</li> <li>㉒ 双方又は一方が住所へ転居したとき（一時的な場合を除く。）</li> <li>㉓ パートナーシップが解消されたとき。</li> <li>㉔ 宣誓書に係る宣誓者のいずれかが当該宣誓書の破棄を希望するとき。</li> </ul> </li> <li>パートナーシップの要件を満たさなくなったことが判明した場合、宣誓は無効となります。その際も、証明書は廃棄に配慮をしてください。返還されない場合には証明書の交付番号を住所ホームページで公表することがあります。</li> </ol> <p>【連絡先の依頼について】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"><small>【フリガナ】</small> 連絡先</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td><small>【フリガナ】</small> 声の上の氏名</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	<small>【フリガナ】</small> 連絡先			<small>【フリガナ】</small> 声の上の氏名		
<small>【フリガナ】</small> 連絡先							
<small>【フリガナ】</small> 声の上の氏名							

### (2) 大田原市パートナーシップ宣誓書受領カード

<p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">大田原市パートナーシップ宣誓書受領カード</p> <p style="text-align: center;">_____ 様 _____ 様</p> <p>大田原市パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">大田原市長 印</p>	<p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>このカードは、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを宣誓されたことを証するものです。このカードの提示を受けられた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。          個人情報（性的指向、性自認、本制度を利用していること等）については、本人の同意なく口外しないでください。</p> <p>特記事項</p>
---	--

## 5. 証明書等の再交付・変更・返還

手続きの際は、いずれも事前に電話またはメールでご連絡ください。また、本人確認ができるもの（3 ページ ③本人確認ができるもの 参照）をご持参ください。

### 【連絡先】

大田原市 総合政策部 政策推進課 市民協働係  
栃木県大田原市本町1-4-1

TEL：0287-23-8715

Eメール：seisakusuishin@city.ohtawara.tochigi.jp

### (1) 証明書等の再交付

証明書等の紛失、破れや汚してしまったときは、「パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書」を提出していただくことで再交付します。

紛失以外のときは、証明書と受領カードを添付してください。

### (2) 変更の届出

宣誓書に記載した事項に変更があったときは、「パートナーシップ宣誓事項変更届」を提出してください。

- 変更内容が確認できる書類を一緒に提出してください。
- 氏名変更のときは戸籍謄本、通称名変更のときは変更したことがわかるもの（4 ページ《通称名を使用する場合》参照）をご持参ください。
- 証明書と受領カードを添付してください。

### (3) 証明書等の返還

次のいずれかに該当するときは、「パートナーシップ宣誓書等返還届」を提出して、証明書等を返還してください。

- パートナーが死亡したとき。
- 双方又は一方が市外へ転出したとき（一時的な場合を除く。）。
- パートナーシップが解消されたとき。
- 宣誓書に係る宣誓者のいずれもが宣誓書の破棄を希望するとき。



## 6. よくある質問

### Q1 結婚制度とパートナーシップ宣誓制度の違いはなんですか。

結婚は法律行為であり、相続や扶養義務など様々な法律上の権利や義務が発生します。一方、パートナーシップ宣誓制度は、大田原市の内部規定である要綱により定める制度であり、法的な権利や義務を伴うものではありません。また、パートナーシップ宣誓を行うことにより、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

### Q2 同居していないと宣誓できませんか。

同居することが要件となっています。ただし、宣誓する日から14日以内に同一世帯として転入予定の方は、宣誓の際に転出証明書を提示していただき、転入予定先、転入予定日等を記載して手続きすることができます。なお、宣誓日から14日以内に転入が確認されないときは、宣誓は無効とします。

### Q3 養子縁組をしていると宣誓できませんか。

民法で規定されている婚姻できない関係にある方と宣誓することはできません。養子縁組を解消した場合には、宣誓を行うことができます。

### Q4 パートナーシップ宣誓制度の利用に費用はかかりますか。

住民票や戸籍謄本など必要書類の交付手数料等は自己負担となりますが、宣誓書の提出や証明書等の交付に費用はかかりません。

### Q5 プライバシーは守られますか。

宣誓はプライバシーに配慮し、個室で行っていただきます。

### Q6 通称名は使用できますか。

性別異和などの理由があると市長が認めるときは、通称名を使用することができます。通称名を使用したときは、交付する宣誓証明書と受領カードの裏面に戸籍上の氏名を記載します。

### Q7 なりすましや偽造当の悪用をされませんか。

宣誓を受ける際には、住民票、戸籍謄本、本人確認を行うため運転免許証等の提示を求めます。なお、宣誓要件に該当しないことが判明したときは、宣誓証明書等を無効とし、宣誓証明書等の返還を求め、無効とした宣誓証明書の交付番号を市ホームページで公表することとしています。

### Q8 郵便での手続きはできますか。

郵便では手続きはできません。宣誓するお二人でご来庁ください。

### Q9 証明書等はどこで利用できますか。

公営住宅の入居申し込みや一部の医療機関での家族同様の面会等に利用できます。

### Q10 証明書等はすぐもらえますか。

宣誓日当日に交付いたしますが、提出書類の確認や交付書類の準備に時間を要するため、お時間がかかります。

### Q11 市外に転出するときは手続きがありますか。

市外に転出されると宣誓の要件を満たさないこととなりますので、返還届をご提出いただき、交付した証明書等を返還してください。なお、市内転居のときは、手続きは必要ありません。

### Q12 パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか。

公正証書により遺言書を作成する方法や任意後見契約、合意後見契約等を結ぶ方法があります。詳しくは公証役場にお問い合わせください。